
令和6年 第2回(定例)日南町議会会議録(第4日)

令和6年3月26日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和6年3月26日 午前9時開議

- 日程第1 議案撤回について(議案第22号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について)
- 日程第2 議案訂正について(議案第27号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について)
- 日程第3 発議第1号 日南町住宅改修助成条例の一部改正について
- 日程第4 議案第46号 日南町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第47号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 日南町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第9 議案第12号 日南町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 日南町特別会計条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定について(にちなん中国山地林業アカデミー)
- 日程第12 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町総合文化センター)
- 日程第13 議案第16号 財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第17号 日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第18号 日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第16 議案第20号 日南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第17 議案第21号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第23号 日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 日南町消防団条例の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について

- 日程第23 議案第29号 日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- 日程第24 議案第50号 令和5年度日南町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第25 議案第37号 令和6年度日南町一般会計予算
- 日程第26 議案第38号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第39号 令和6年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第40号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第29 議案第41号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第42号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第31 議案第43号 令和6年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第44号 令和6年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第45号 令和6年度日南町病院事業会計予算
- 日程第34 議案第51号 教育長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第35 令和6年陳情第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書
- 日程第36 発議第2号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書提出について
- 日程第37 発議第3号 オスプレイ飛行再開の中止を求める意見書提出について
- 日程第38 議員派遣の件
- 日程第39 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）
（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案撤回について（議案第22号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）
- 日程第2 議案訂正について（議案第27号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について）
- 日程第3 発議第1号 日南町住宅改修助成条例の一部改正について
- 日程第4 議案第46号 日南町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第47号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 日南町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

- 日程第9 議案第12号 日南町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 日南町特別会計条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定について（にちなん中国山地林業アカデミー）
- 日程第12 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町総合文化センター）
- 日程第13 議案第16号 財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第17号 日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第18号 日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第16 議案第20号 日南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第17 議案第21号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第23号 日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 日南町消防団条例の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について
- 日程第23 議案第29号 日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- 日程第24 議案第50号 令和5年度日南町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第25 議案第37号 令和6年度日南町一般会計予算
- 日程第26 議案第38号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第39号 令和6年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第40号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第29 議案第41号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第42号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第31 議案第43号 令和6年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第44号 令和6年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第45号 令和6年度日南町病院事業会計予算
- 日程第34 議案第51号 教育長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第35 令和6年陳情第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書
- 日程第36 発議第2号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書提出について
- 日程第37 発議第3号 オスプレイ飛行再開の中止を求める意見書提出について
- 日程第38 議員派遣の件

日程第39 委員会の閉会中の継続調査について

(議会運営委員会の調査)

(総務教育常任委員会の調査)

(経済福祉常任委員会の調査)

(議会広報常任委員会の調査)

(中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査)

出席議員（9名）

2番 高橋洋志君	3番 荒木博君
4番 荒金敏江君	5番 岡本健三君
6番 岩崎昭男君	7番 大西保君
8番 櫃田洋一君	9番 近藤仁志君
10番 山本芳昭君	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 浅田雅史君 書記 倉光祐希君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中村英明君	副町長 角井学君
教育長 青戸晶彦君	総務課長 實延太郎君
地域づくり推進課長 島山圭介君	建設課長 渡邊輝紀君
住民課長 高柴博昭君	農林課長 坂本文彦君
福祉保健課長 出口真理君	教育次長 段塚直哉君
教育課長 三上浩樹君	会計管理者 長崎みよ君
農業委員会事務局長 高橋裕次君	病院事業管理者 福家寿樹君

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。ただいまの出席は9名です。定足数に達していますので、令和6年第2回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの日程ファイルのとおりです。

タブレットの追加報告書フォルダーをお開きください。

例月出納検査ファイルをお開きください。本町の監査委員から、令和6年3月21日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による報告がありました。例月出納検査の結果は報告のとおりです。

次に、定期監査結果ファイルをお開きください。同じく、本町の監査委員から、令和6年3月21日付をもって、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき報告がありました。監査結果は報告のとおりです。

日程第1 議案撤回について（議案第22号 日南町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正について）

○議長（山本 芳昭君） タブレットの事件の撤回請求書ファイルをお開きください。

日程第1、議案撤回について（議案第22号 日南町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正について）撤回の件を議題とします。

提案者から撤回理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 事件の撤回請求書。令和6年3月5日に提出した事件は、
次の理由によりまして撤回をしたいので、日南町議会会議規則第20条の規定により請求
します。

件名ですけれども、議案第22号、日南町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。撤回理由でござい
ますが、議案第28号の日南町特別職の給与の減額に関する条例の制定についてと
同時期の本議案は再考すべきと判断したためでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第22号、
日南町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正について撤回の件を許可することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、撤回を許可
することに決定しました。

日程第2 議案訂正について（議案第27号 日南町いきいき定住促進条例の一部
改正について）

○議長（山本 芳昭君） タブレットの事件の訂正請求書ファイルをお開きください。

日程第2、議案訂正について（議案第27号 日南町いきいき定住促進条例の一部
改正について）訂正の件を議題とします。

提案者から訂正理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 事件の訂正請求書。令和6年3月5日に請求した事件は、次の理由により別紙のとおり訂正したいので、日南町議会会議規則第20条の規定により請求をさせていただきます。

件名ですが、議案第27号のいきいき定住促進条例の一部改正についてであります。訂正の理由でございますが、進学以外に就職した者にもお祝い金を給付するため、議案の内容を訂正するものでございます。

具体的には、就職した者にもお祝い金を給付するため、議案中、第2条第1項第3号の「高等学校等に進学」というところを「高等学校に進学等」に変更し、「進学」を「進学等」に変更し、また、「進学祝金」を「進学等祝金」とする訂正の内容でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正について訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、訂正を許可することに決定しました。

日程第3 発議第1号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダー、発議第1号ファイルをお開きください。

日程第3、発議第1号、日南町住宅改修助成条例の一部改正についてを議題とします。本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君） 発議第1号、日南町住宅改修助成条例の一部改正について。次のとおり、日南町住宅改修助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和6年3月26日。提出者、日南町議会総務教育常任委員会委員長、大西保。

日南町住宅改修助成条例の一部を改正する条例。日南町住宅改修助成条例の一部を次のとおり改正する。

改正前は、助成決定額の2分の1を現金、残りの2分の1を商品券で交付としておりましたが、改正後は2分の1を現金、2分の1を商品券もしくはたったもポイント、どちらかを選択できるように改正する内容であります。

附則、施行期日は、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程……（「質疑ですよ」と呼ぶ者あり）

3番、荒木博議員、どうぞ。

○議員（3番 荒木 博君） ちょっといいですか。すみません。この住宅改修助成の要綱ですが、これはこれでいいと思いますが、実際にするときには、業者が個人で住宅改修の申請をするときに、書類的にはどの書類にこの選択が載るようになるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 議員発議ですので、委員長、回答お願いします。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君） これは、次の、ここに附則で書いてある様式5号、6号になると思います。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第3、発議第1号、日南町住宅改修助成条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの追加議案書ファイル、2ページをお開きください。

日程第4、議案第46号、日南町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第46号、日南町議会委員会条例の一部改正について。次のとおり、日南町議会委員会条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町課設置条例の一部改正に伴いまして、新設される部署に属する事項について、総務教育常任委員会及び経済福祉常任委員会のどちらの所管事項とするかを定めるものでございます。総務教育常任委員会のほうに、まち未来創造課及び環境エネルギー課に属する事項を新たに追加するものでございます。また、経済福祉常任委員

会におきましては、こども若者未来課のほうに属する事項を新たに追加する内容でございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日からであります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第46号、日南町議会委員会条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第46号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの4ページをお開きください。

日程第5、議案第47号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第47号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、暫定再任用職員及び定年前の再任用短時間勤務の職員の期末手当と勤勉手当につきまして、一般職の職員と同じ取扱いをするものでございます。期末手当及び勤勉手当の計算方法についてですが、最初に期末手当ですが、6月及び12月の期末手当の基礎額に対しまして、100分の122.5であります。勤勉につきましては、6月及び12月の勤勉手当の基礎額に対しまして、100分の102.5の計算方法でございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日からでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第5、議案第47号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号

○議長（山本 芳昭君） タブレット7ページをお開きください。

日程第6、議案48号、日南町行政改革推進委員会設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第48号、日南町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について。次のとおり、日南町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、日南町課設置条例の一部改正に伴いまして、日南町行政改革推進委員会の庶務について、地域づくり推進課からまち未来創造課に変更するものでございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日からでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第6、議案第48号、日南町行政改革推進委員会設置条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第48号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号

○議長（山本 芳昭君） タブレット8ページをお開きください。

日程第7、議案第49号、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第49号、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日から施行されることから、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。勤勉手当は、一般職の職員と同じ取扱いをするということで、計算方法ですが、6月及び12月の勤勉手当の基礎額に対しまして、100分の102.5という計算方法でございます。

施行期日ですが、令和6年4月1日からでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） タブレットのほうに記載してある項目、ちょっと何か疑問があるわけですが、この中段の辺りですね、日南病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例とありますが、これ、条例、一部を改正する条例ですか。ちょっと、改正するで終わるもんじゃないだかいな。ちょっと認識が悪い、認識。（発言する者あり）

○議長（山本 芳昭君） つくり方とすれば、これでいいって言ってます。今までの例からすると、こういう書き方で提案されているということでございます。

執行部、よろしいですかね、私が答えてはいけないと思いますが。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 条例の題名が、日南病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例というところが一つの条例の名目であります。その内容の一部のほうを今回改正をしたいということの内容でございますので、一部を改正することについてという表現は正しいというか、従来表現と同じというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第7、議案第49号、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第49号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイルをお開きください。2ページ。

日程第8、議案第8号、日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第8、議案第8号、日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号

○議長（山本 芳昭君） タブレット70ページ。

日程第9、議案第12号、日南町情報公開条例等の一部改正についての議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第9、議案第12号、日南町情報公開条例等の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第12号、日南町情報公開条例等の一部改正についてに反対の立場で討論します。

この議案は、日南町情報公開条例などで定められた諮問先の審査会を鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会から鳥取県情報公開・個人情報保護審査会へと変更するものです。

昨年の条例改正では、もともとそれぞれの自治体が独自に発展させてきた個人情報保護の仕組みを、国が定めた法律に従い変更するということが行われました。このことの一の問題点は、非識別加工情報を民間企業などへ提供する仕組みを各自治体に準備させているという点であり、私は条例改正に反対いたしました。非識別加工情報とは、個人情報の一部を伏せることで、本人に断りなく個人情報を公開し、民間企業などが自由に活用できるようにした情報のことです。非識別加工情報に対しては、企業の面接試験などでプロファイリングに使われる幾つかの非識別加工情報を組み合わせることで、個人を特定されるなどのおそれがある等指摘されています。そもそも個人の情報を提供するのに情報の持ち主である各個人の承諾が必要ないというのがおかしな点です。この議案で西部町村から県へと変更されようとしている審査会には、個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な意見を聞くという役割もあります。したがって、非識別加工情報の提供について、将来的に審査会に諮問することがあるかもしれません。ところで、鳥取県は非識別加工情報を活用できるような条例改正を、なぜか全国に先駆けて行った自治体です。そのような非識別加工情報の活用に積極的な県の審査会は、その非識別加工情報の提供に積極的ではないかと思われまます。ですので、この情報の提供を慎重に審議するためには、西部町村の審査会を維持しておいたほうが賢明であると考えます。

以上の理由で、この議案に反対いたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 議案第12号、日南町情報公開条例等の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

議案第12号は、3月7日の本会議で可決されました議案第9号、10号、11号を受けて改正するものであります。個人情報保護の審査事務を鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に委託するものを、その委託先を鳥取県に変更するための一連の条例改正であります。よって、議案第12号は当然可決すべきであります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 1 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 6 名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 1 3 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 7 3 ページ。

日程第 1 0、議案第 1 3 号、日南町特別会計条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 1 0、議案第 1 3 号、日南町特別会計条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 1 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 4 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 7 4 ページ。

日程第 1 1、議案第 1 4 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（にちなん中国山地林業アカデミー）を議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 1 1、議案第 1 4 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（にちなん中国山地林業アカデミー）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号

○議長（山本 芳昭君） タブレット84ページ。

日程第12、議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町総合文化センター）を議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第12、議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町総合文化センター）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号

○議長（山本 芳昭君） タブレット98ページ。

日程第13、議案第16号、財産の無償譲渡についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 質疑漏れで、2点確認させてください。

1点目は、譲渡条件で、第3条に書いてあるんですが、地元と公害防止に係る覚書を締結して、地域に寄り添った経営を行うということで、覚書を、町も入ってはどうかと、地元と事業者だけでは、今後いろいろトラブルが起きたとき困るのでということでした。それについての、その後どうなったのかが1点と、設備のほうで、焼却炉です

ね、ばい煙測定等とかありますので、その設備能力に対して調査されて、どのようにされたか、この2点について質問いたします。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今、御質問いただきました協定書のほうに町のほうが入るかということでございます。こちらにつきましては、下阿毘縁自治会とその下にあります茶屋自治会と、それと町と事業者と、という形で今準備を進めております。

それと、焼却炉につきましては、事業者のほうに確認しました。非常に古いものではありますが、規模が非常に小さいもので、届出の必要はなかったというふうに確認しております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 小さいものでもということですけども、数字的に床面積が0.5平米未満とか、焼却能力が50キロ、1時間ですね。だから、小さいと言われても、この数字だけ見ても小さい、どこを基準として設備の調査、当然メーカーも分かると思いますが、そこまで調査されておらないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 規模につきましては、小さいものであります。私が見た中でということではあります。事業者のほうに確認してもらったところ、重油ベースで50キロ、1時間に50キロですかね、未満のものであるというふうに確認しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） まず、この無償譲渡する財産の評価額についてお聞きしてたんですけど、それは教えてはもらえないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 議会のほうには資料提供のほうをいたしました。ちょっと手違いで回ってないようです。資料のほうを、どうしましょうか。

○議長（山本 芳昭君） 資料提供してあるらしいわ。どこに載っているの、載っていないの。（発言する者あり）本会議の各課提出資料のところに、資料として載るとるそうです。確認できましたか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました、資料のほうは確認いたしました。

そうすると、土地が合計で約4,600万円、そして、建物のほうが、合計で6,600万円という、合わせて1億円以上の譲渡ということにはなるわけですね、分かりました。

それでですね、あともう一つお聞きしたいのは、今回、土地も建物も合わせて提供、無償譲渡されるということで、その場合に、それで土地を言わば担保にしてお金を借りるということですかね、そういったこともされるということなんですけれども、最悪の場合、土地が競売に出された場合には、契約にある承継が難しいというようなことでし

た。もちろん平和的に譲渡されれば契約内容の承継ということができるんでしょうけれども、もし何かのことがあって競売に出されると、それは難しいということで、その分、町がそんなことがないようにサポートしていくというようなことだったと思うんですが、その認識でよいのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 町長が答えならにゃいけんわい、それ。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、今回の議案につきましては譲渡っていうところがありますので、将来的な、どういんでしょうか、予測の中でっていうところの御質問だろうというふうに思っておりますけれども、事案の内容によりけりだろうというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたように、公害防止につきましては、町としても立ち入ることが、関与することの契約内容というふうに締結しますけれども、会社自体の譲渡につきましてって話になるとなかなか、状況に応じてという話ではあろうかなというふうに思っておりますので、特別な、町のほうが関与して、譲渡についての、第三者への譲渡についての関与というのはなかなか難しい条件ではないのかなというふうに今は思っておりますので、将来的にそうならないように努力をしていただくというのが基本的な考え方かなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 将来的にそうならないようにということであれば、やはりかなりの金額の譲渡になりますし、補助金を出すのと一緒ですので、やはりある程度の経営計画のようなものの提出を求めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 経営計画っていいんでしょうか、当然、それぞれの、それぞれっていうか、その会社の運営会社についての計画はお持ちだろうというふうに思っておりますし、どういんでしょうか、今までの経験値もある皆さん方、40年近くの間経験値のある会社でありますので、現状、将来的なことも踏まえて、健全経営には、どういんでしょうか、そういう継続した経営をしたいという内容、思いがありますので、しっかりとした経営をしていただくように、町としてもお願いをしていきたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第13、議案第16号、財産の無償譲渡についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第16号、財産の無償譲渡については反対の立場で討論します。

この議案は、菅が谷ブロイラー生産団地の土地、建物と基金などを日南ブロイラー生産組合へ無償譲渡とするというものです。町有地を民間企業へ無償譲渡するということは、一定の財産を町から民間企業へ移すということですから、これは補助金を出してるのと同じことです。経営の経験値のある企業ということですが、やはり将来的にもし何かあれば、土地が全く別の人に渡るということも考えられないことではないです。養豚場の場合のようにトラブルになるということも考えられますので、やはり無償譲渡に際して、一定の経営計画の提出を求めるべきではないかと思います。今後の計画が分からない現段階では、この無償譲渡には賛成できませんので、反対いたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） これは、国の同対事業で始まった事業だそうでありまして、自分が知らないところでありますが、自分が議員になったとき、今後、この施設の維持管理に対して、大変経費などが要るので、これをやはり本来の姿である事業者のほうに一任をするように、議会のほうからも申し入れた経緯もあります。よって、このたび、何年、5年がかりぐらいかな、で、やっと民間譲渡するということで決定したことでありますので、私はこれに賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私はこの無償譲渡に反対の立場で討論します。

これは、地元の住民としては、風向きによっては結構臭いがひどかったりっていうこともあるんですけども、この事業の意味といいますか、それを考えて協力してきたという面があります。今回、民間の企業にということになってしまうわけで、今まで事業としてやってきた団体、団体というか、企業が引き続いてやっている場合はいいですけども、それがまたほかの民間の企業に売り渡されるという場合には、それはまた趣旨が違うことになるので、町に戻すというようなきつい契約をしておくべきだと思いますので、この財産の無償譲渡に反対です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 私は賛成の立場で言います。

いろいろと経済の委員会の中でありました。私もいろいろ質問しました。そして、譲渡条件の中に、第3条第2項に、事業廃止及び第三者に譲渡を行う場合には、あらかじめ甲とは、日南町、日南町に協議を行い承認を得ること。また、甲が承認するに当たっては、あらかじめ日南町議会に報告し同意を得ると、2つの関門を設けておられます。これを着実にすることによって、履行されますので、私は、この案につきましては賛成いたします。以上であります。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号

○議長（山本 芳昭君） タブレット104ページ。

日程第14、議案第17号、日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第14、議案第17号、日南町菅が谷ブロイラー生産団地基金条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第17号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号

○議長（山本 芳昭君） タブレット105ページ。

日程第15、議案第18号、日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第15、議案第18号、日南町ブロイラー生産団地施設の設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第18号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第20号

○議長（山本 芳昭君） タブレット109ページ。

日程第16、議案第20号、日南町職員定数条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第16、議案第20号、日南町職員定数条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第20号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第21号

○議長（山本 芳昭君） タブレット110ページ。

日程第17、議案第21号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第17、議案第21号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第21号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに反対の立場で討論します。

昨年6月に、議会基本条例から議員報酬の改定に当たっては、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会に諮問し、得られた答申を尊重するとの条項が削除されました。それにもかかわらず、今回、その審議会の答申を踏まえて、町長がこの議案を上程されたことを私はいささか奇妙に感じます。日南町議会としては、西部地区の報酬等審議会に縛られず、日南町議会独自に報酬審議会を設置するなり住民との意見交換会などを行うなりして、独自の方針で議員報酬の改定を行うべきであるというふうに考えます。私は報酬の引上げを必ずしも否定するものではありません。しかし、引上げは議員の役割を住民に十分に理解し、評価していただいた上で行うべきではないでしょうか。今回、それが十分になされていないのではないかとというのが議案に反対する一つの理由です。

それに加え、現状で、物価高騰はまだまだ続いており、住民の皆様の賃金の引上げがそれに見合った額とは必ずしも言えません。年金に至っては、実質目減りすることが分かっています。そのような中で、議員報酬を引き上げることが適切でしょうか。賃金引上げの呼び水にするとの意見もあるようですが、それは役場職員の方の給与引上げによって行えばよいことです。今、この状況で議員報酬を引き上げる必然性が私には感じられません。それが本議案に反対する2つ目の理由です。以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 私は、この条例に賛成の立場で討論させていただきます。

議員報酬引上げは、日南町議会でもコロナ禍以前より懸案事項でありました。当時、公聴会を開催し、それに基づいて西部報酬審議会に上程した経緯もあります。これは議員の成り手不足問題に起因するものであって、議会に直接携わる者として、将来に向けて大問題であると心を痛めておる次第であります。子育て世代をはじめ、多様な方々が安心して挑戦できる環境整備は今後も検討すべきものであり、単純に議員報酬の引上げで解決できるものではありませんが、議会の役割を広く理解してもらう取組と併せ、成り手不足の課題解決のスタートになり得ると考えますので、このたびの条例改正に賛成をいたしたいと思えます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第23号

○議長（山本 芳昭君） タブレット113ページ。

日程第18、議案第23号、日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第18、議案第23号、日南町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第23号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第24号

○議長（山本 芳昭君） タブレット115ページ。

日程第19、議案第24号、日南町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第19、議案第24号、日南町介護保険条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 介護保険の保険料についてですけれども、準備基金を取り崩して、今までの額をそのまま据え置くというふうになっていますが、現実としてサービスが十分に提供できている状態ではありません。そういう中で、据え置いても月

に3,000円以上の保険料が上がる人もいるわけなので、さらなる介護保険料の引下げが必要だと思いますので、私はこの条例に反対します。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） この介護保険料ということで、今まで第8期の場合は月額5,700円という金額でありました。これは、その当時としても鳥取県で一番低い金額でありますし、今回改定をするに当たり、基金から4,100万円を取り崩して、今回の基本料金を5,700円、月額ですが、にしております。なおかつ、10段階を13段階にいたしまして、最初の1段階、2段階、3段階の保険料に対しては減額をしております。ただし、10段階から11、12、13段階においては増額となっておりますが、かなり、要するに高齢者であっても現役世代以上の収入のある方に対して保険料を上げたというふうに理解しておりますし、これは日南町においては、非常に、どちらかというと数の少ない方ですけども、全国では、大都会では本当に高齢者であっても、大変お金を持っておられる方もありますが、日南町においてはごく僅かの方に負担をしていただくというふうに私は理解しております。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 補足になりますけれども、今、10から13段階は保険料が上がると。基準額は同じだけれども上がるということで、これは仕方ないんじゃないかというようなお話もありましたが、やはり本来的にこの介護保険というものは、国がもう少しちゃんとお金を出せば、負担は減るといえるものです。実際に、現在、低額所得の方に対する、何ていうんですか、保険料引下げのためのお金というのを国が出してきますけれども、それが令和6年度は、全国としては減額になってます。それをやめさせるということが第一。その前に、町独自に何らかの対策ができれば、それが一番いいと思いますけれども、一番いいというか、それをやってほしいわけですけども。そういう理由で、この条例改正には反対いたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本 芳昭君） タブレット119ページ。

日程第20、議案第25号、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第20、議案第25号、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第25号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第26号

○議長（山本 芳昭君） タブレット120ページ。

日程第21、議案第26号、日南町消防団条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第21、議案第26号、日南町消防団条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第26号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第27号

○議長（山本 芳昭君） タブレット事件の訂正請求書ファイルをお開きください。

日程第22、議案第27号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） この進学祝金について少し確認をさせていただきたいんですけども、小学校、中学校、高校等、入学されるときに祝い金なんですけども、これは申請ベースなのか、それともそのまま町のほうから振り込み等々、入金されるのか。入学する、例えば中学校に入学するとしましょう。そうすると、小学校を卒業する生徒というのはある程度町のほうで把握できてると思うんですけども、入学する方が、親御さんが町のほうに申請をしなきゃいけないのか、入学関係書類と一緒にそういう書類も送られてくるのか、この点、一つ確認したいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、条件といいたし、交付条件の中に、住所要件っていうか、期間的などところもありますので、そういったことも踏まえて申請主義っていう形で整理をさせていただきたいというふうに、今は思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） 申請主義なんですけども、そうすると、それは……（発言する者あり）いいですか、入学される方が役場に行って、役場、福祉保健課か、役場に行って、書類を書いて出さなきゃいけないのか、それとも卒業される方に対しては、役場のほうから郵送でそういう申請書類が届くのか、それはどうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） すみません、先ほど私の発言で、少し確認不足で申し訳なかったですけど、基本的には、さっきも申し上げましたように、住所要件というところももちろんありますけれども、プッシュ型という形の中で、ちょっと整理をする方向で今検討しておりますので、というか、ある程度住所要件が行政の中でいくと分かりますので、そういった形の中で、振込先も再確認させていただきながらということで、こちらからのプッシュ型の中で事務整理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） そのプッシュ型というのは、住民のほうから押してというか、要望で、意思を示してということなのか、行政から自然体で、自動的に送られてくるのか、そこがちょっと確認したいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 行政のほうから、こちらのほうから出していくという形でお考えいただければ結構です。要件の中に、支給前、1年前、1年以上の居住という要件ございますので、その辺りのところはきちっと行政のほうで把握、確認させてもらった上で、対象の方に対して行政のほうから出すということで、住民の方からの申請は求め

ない形で手続を行いたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第22、議案第27号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第27号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第29号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイル124ページ。

日程第23、議案第29号、日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回は行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第23、議案第29号、日南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第29号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第50号

○議長（山本 芳昭君） タブレット予算関係フォルダー、議案第50号ファイルをお開きください。

日程第24、議案第50号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第50号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第10号）であります。歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,934万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ72億3,709万4,000円とする内容でございます。

第2条のほうで繰越明許費のほうの補正をお願いしておりまして、第2表、繰越明許費の補正によるところを御覧いただければというふうに思っております。今回の補正の主な内容でございますが、追加補正の主な内容ですけれども、株式会社オロチのLVL工場におきます地盤沈下解消のため、追加の緊急支援を行うものでございます。

また、基金の積立てでございますが、1つ目には、企業版ふるさと納税の寄附受領の一部を、令和6年度の事業推進に向けて新設しました日南町まち・ひと・しごと創生推進基金に積立てを行う内容でございます。加えまして、2つ目には、地方交付税、特別交付税のほうですけれども、これの最終確定通知を受けまして、財源の調整を行った上で、将来の備えとするため基金への積立てを行う内容でございます。

具体的には、歳入のほうですが、地方交付税のほうで3億8,206万4,000円でございます。地方交付税の最終確定通知を受けました内容により増額するものでございます。内訳として、普通交付税のほうで1億8,133万6,000円、特別交付税のほうで2億72万8,000円の内訳でございます。繰入金のほうですけれども、マイナスですが、1億8,271万8,000円ということで、先ほど地方交付税の増額によりまして、財政調整基金の繰入金のほうを皆減させるものでございます。

歳出のほうでございますが、総務費の中の財政管理事務ということで1億9,814万6,000円でございます。企業版のふるさと納税寄附金の一部につきまして、日南町まち・ひと・しごと創生事業基金に積立てを行うものでございます。460万円でございます。また、令和5年度の企業版ふるさと納税の寄附金の最終見込みが548万2,000円という見込みをしております。このうちの460万円を同基金に積み立てるものでございます。

なお、今回の積立てを行う460万円につきましては、2社の企業の皆さんから御寄附のほうを頂いたものでございまして、個人情報的に企業だとか寄附金額については制約があります。ただ、使途に当たりましては了解を得ておりますので、紹介をしております。1つ目につきましては林業アカデミーの運営等、2つ目には共生・協働の森の保全等、3つ目には里山整備保全等、こういった内容に活用をしてほしいという御意向をいただいておりますので、令和6年度につきましては、有意義な事業展開のほうを進めさせていただきたいというふうに思っております。

それと、2つ目ですが、地方財政法第7条の規定によりまして、令和4年度分の繰越金の2分の1を公共施設等の建設基金に積み立てるものでございます。金額は1億3,

426万9,000円であります。残りの金額につきましては、将来の備えとするため、財政調整基金のほうに積立てをしたいということで、金額ですが、5,927万7,000円でございます。

同じく、歳出のほうの農林水産業費でございますが、林業一般管理事務のほうに120万円でございます。先ほど申し上げましたが、株式会社オロチLVLの工場におけます地盤沈下解消のための追加の緊急支援という内容でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を行います。

初めに、歳入全体、繰越明許費についての質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、タブレット追加補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとにこれを許します。

初めに、タブレット2ページ、総務課についての質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） まち・ひと・しごと創生推進基金積立てということで、新たに始まったわけですが、この中で、内訳で林業アカデミーの運営、共生・協働、それから里山整備と3項目に分けて基金が積み立てられるというようなことになっております。これは、ふるさと納税された会社のほうの意向に沿ったという形だそうですが、これは、この金額を振り分けて、これは明確に、使用目的を明確にした積立てとなるわけなんでしょうか。それとも、それ以外に流用が可能であったりするわけなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼します。議員御質問にありましたとおり、企業様の意向に沿って使用してまいりたいと考えております。その目的につきましては、記載の内容で原則進めたいと思っておりますので、基本流用的な考えというのは持っておりません。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） といいますと、このおのおの、おのおのに対しての決算というかな、その収支というものは明らかにされるわけなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 内部では、当然企業様ごとに整理をいたしますし、承諾いただきましたら、そのことも公表なり、またホームページでも掲載してまいりたいと考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 今回、年度末ということで、基金への積立てということがありました。それで、基本的な確認なんですけれども、令和6年度の当初予算の参考

資料には、基金のことが、タブレットの14から15ページにありまして、その中で、令和5年末の見込額が14ページに書いてあるんですが、これがどのように変わるか教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 議員に今お示しいただきました参考資料の一番左側に、令和6年度当初見込み残高として掲載してございます。そちらの、まず財政調整基金で25億3,600万余り掲載してございます。こちら、今回のものを反映した表をお示ししてございませんが、この額に今回の5,900万余りをプラスしてスタートするというところで御認識賜ればと思います。また、公共施設等建設基金積立金を、このたび1億3,400万余り行うわけですが、こちらも同様に、現在約19億でございます。それにプラスした形でスタートするというところで御理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 令和4年度末の財政調整基金が24億8,200万円ですので、これに5,927万7,000円ですか、これを足すと、それが財政調整基金。で、その他の目的基金については27億6,900万円、令和4年度末、これに1億3,426万9,000円を足すという、それでよかったですかね。間違いないですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 令和5年度中に動きもございまして、現在申し上げました参考資料の当初見込み残高からスタートするという理論値を申し上げたところでございます。現在まだ、令和5年度決算、まだ閉まっておりませんので、はっきりとした数字は控えさせていただきたいと思いますが、現在示しておる表に、今回の積立金それぞれプラスする形で当初はスタートするというところで御認識賜りたく存じます。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 企業版のふるさと納税を基金に積み立てるということについて、先ほど町長がおっしゃいましたには、どの企業がふるさと納税をしていただいたかということと、その金額というのは個人情報上言えないというふうにおっしゃいましたけれども、この寄附していただいた企業の名前というのは、もちろんホームページのほうには載っておりますし、かつ、やはり地域貢献として日南町に寄附していただいた企業をしっかりとPRしていただくというのは、やっぱりこれは日南町の責任であり、実際にそのパンフレットのほうにもしっかりとその部分を、社会貢献に取り組む企業としてのPR効果ということもうたっております。そういうことをなぜ個人情報ということで公表しないか、それについて伺います。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 議員、強く御意見頂戴いたしました。その辺りを踏まえた上で、企業の皆様、あくまでも企業の皆様の御意向というのを第一にしてございます。

我々としまでも、承諾いただいた暁には、しっかりとPRに努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 5年度の補正予算であります。5年度の寄附していただいた企業も載っております。そういうことももう一度確認していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 改めて、この辺りは御意向を確認した上で、確定、内部で整理つきました暁には、速やかに、大いに、しっかりとPRしてまいりたいと考えてございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） いや、既にホームページに寄附された企業が載ってるわけなんで、それは承諾を得られたわけですね。ちょっとその確認をしたいですけど。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたしました。ホームページに掲載しております企業様においては承諾をいただいておりますし、その辺りは、また先ほど申し上げましたようにしっかりとPRしてまいりたいと存じます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、3ページ、農林課について質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 補正額が地盤沈下で120万と書いてあるんですが、どのような工事をするわけですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今回の工事につきましては、3メートルのプレス機のかき上げをするという部分的なものになっております。床のほうにアンカーボルトを打って、その上に鉄板等を敷いて、それで沈下することを抑えるというような工法をするというふうに伺っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 以前にも地盤沈下でいろいろな工事をやったと思うんですが、今回120万円です。近々に、以前ですよ、どれほどの工事をされたんでしょう、地盤沈下で、ここだけなのか、ほかの場所もあるのか。私は心配しておるのは、LVLの工場全体で、大型設備もあれば小型もあると思うんですよ。そうしたときに、地盤の地耐力、平米、トン、何ぼいける、何ぼの地耐力なのかという当然計算されとると思うんですね。なのに、ぼつぼつですね、20年ぐらい経過するから、十何年経過するからなってきたら、本当にトータル見直さなければならぬんじゃないんですか、とんとん、とんとんやりながら。ただ、今聞いたら、そのアンカーボルトどうのこうの言われましたけど、120万の予算額でやるということで、どうなんでしょう、その辺はほかの場

所、今後考えたときに、町としてどの程度を把握されてますか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 地盤沈下が始まって、それで場当たりのなところをしているのが現状でございます。やはり機械があるところがまず沈んでいってというところで、前にはトイレのほうの配管等が沈みまして、ずれまして、そちらも修繕をしたということもございました。全体としては、詳細を町としては把握をしておりませんが、工場内全体的に下がっているというのが現状です。その中で、直接事業に影響があるものから優先的に今直しているという現状でございますので、将来的に、機械の入替えの時期にも来ておりますので、その際にはある程度大きな地盤沈下の抑制ということで、修繕のほうも必要かなというふうには考えております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） こういった建物、地盤とかいうのは、もう全額町が補助ですね、100%補助ということで、こうなると、やはり設計段階、本当にふさわしいのか、あそこは盛土なり、削って、切土でやっておると思うんですけども、徹底的な調査しないと、ぽつぽつぽつとやると、もう一遍剥がして全体やらなければならないということになる、当然、プレス等になりますと、当然重量とそのときの振動であるとかいうので、どんどんどんどん沈下していきます。やっぱり基礎も、私も工事で過去にやったことあるんですけども、きちっと基礎工事やらないと、10年もたてば、どんどんどんどんしますし、その振動がどんと全然関係ないところに発生する場合もあるわけです。再度その辺を、今後どうするかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、土地自体がもう、どういんでしょうか、盛土的なところで造成をしてきた場所であります。ですから、新しく建てたときには、それなりの基準に応じた形の中で基礎を造ったり、建物を造ってきたというふうには思っております。とは言いながら、実態的には修繕をしないといけないような事例が、先ほど課長から申し上げましたけど、事例も出てきているのも事実ですし、機械自体がかなりの重たいものがありますので、ということではないかなというふうに思っています。将来的にわたっては、やはり機械の、先ほど言いましたように、更新時期もありますので、その機械の更新時期に合わせて確認、設計事務所等も含めながらそういったところの確認はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） それで、今回120万ですけども、今後大きな設備、近々に、いつ頃にどのような設備が入るんでしょう、参考に教えていただきたい。というのは、やはり大型な、そういったやっぱり見直さなきゃならないときあると思うので、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 大西議員、ただいまの質問は今後の話になっておりまして、今

審議をいただいておりますのはこの補正予算についてのことでございますので、今後の予定については、また常任委員会等での調査をしていただければと思っております。

そうしますと、令和5年度日南町一般会計補正予算（第10号）について、質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第24、議案第50号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第10号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時40分からといたします。

午前10時26分休憩

午前10時40分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第25 議案第37号 から 日程第33 議案第45号

○議長（山本 芳昭君） 日程第25、議案第37号、令和6年度日南町一般会計予算、日程第26、議案第38号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第27、議案第39号、令和6年度日南町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第40号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第29、議案第41号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第42号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第31、議案第43号、令和6年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第32、議案第44号、令和6年度日南町下水道事業会計予算、日程第33、議案第45号、令和6年度日南町病院事業会計予算、以上、令和6年度当初予算関係9議案を一括議題とします。

タブレットの議会報告・発議フォルダー、予算審査報告書ファイルをお開きください。

各議案については、予算審査特別委員会を設置して、審査を付託していますので、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、岩崎昭男議員。

○予算審査特別委員会委員長（岩崎 昭男君）

.....
予算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第77条の規定により報告する。

令和6年3月26日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 岩崎 昭男

日南町議会議長 山本 芳昭 様

記

（付託案件）

- 議案第37号 令和6年度日南町一般会計予算
- 議案第38号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 令和6年度日南町介護保険特別会計予算
- 議案第40号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第41号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第42号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 議案第43号 令和6年度日南町簡易水道事業会計予算
- 議案第44号 令和6年度日南町下水道事業会計予算
- 議案第45号 令和6年度日南町病院事業会計予算

（審査の経過及び結果）

本委員会は、令和6年3月7日、8日、11日、12日、13日、14日、18日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行った。

その結果、令和6年度各会計予算は、議案第37号、第38号、第39号、第40号、第41号については賛成多数で、議案第42号、第43号、第44号、第45号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

（審査意見）

1. 全般

(1) 予算説明附属資料の記載内容の充実

予算審査を円滑に進めるため、予算説明附属資料に次のことを記載されたい。執行経費欄に予算の根拠となる数式（単価×人数×回数等）、補助金の支出の場合（補助率、上限額）。また、財源欄に国、県等からの補助金があるものについては間接補助率を記載されたい。

(2) 事務処理の適正化

住宅管理や公共事業等において不適切な処理が相次いだ。これに加え、契約事務の

遅延により、令和5年度に予定していた車両の購入が令和6年度に延期となり、本来不要なはずである車両リース料も令和6年度に計上された。このような状況を受け、迅速な事務処理と進捗管理の徹底を求める。

2. 一般会計

〈地域づくり推進課〉

商工総務一般管理事務

町内で移動販売事業に取り組む事業者に交付する買い物環境確保推進補助金は、地域の高齢者にとって大変有意義な事業である。ただし、販売をする拠点については、単に集会所で行うのではなく、自宅付近まで訪問する仕組みを検討すること。

〈福祉保健課〉

母子父子福祉事務

「こども未来応援金」を交付するが、既存の婚活事業、子育て支援事業及び少子化対策事業と連携し、結婚から子育てに至るまでの切れ目のない支援体制を構築すること。

また、上記の内容を分かりやすく説明するパンフレットを作成し、ホームページで公開するなど、各種媒体を活用した積極的な情報発信を行い、一連の制度の認知度向上を図ること。

〈農業委員会〉

規模拡大農業者支援事業

総合戦略KPIが達成見込みであることを理由に事業補助が廃止されたが、当事業では遊休農地の防止を図ることを目的とされている。

農地の出し手に対し受け手の減少という問題は依然として残っており、解決には至っていない。事業補助廃止の代替案を検討されたい。

〈農林課〉

山村振興一般事務

フラワーセンターの指定管理先の(株)アイビレッジが令和5年3月末で契約満了となったが、施設の片付け、清掃が出来ていない状態のままになっている。相手に対し片付けを通知し、適切な処理を求めるべき。

森林保全総合対策事業

令和5年度中に取得見込みのJクレジット2万トンの申請が遅れており、令和6年2月末残が772トンになっている。令和6年度中に尽きることが予想されるので早急に対応を検討すべき。

〈教育委員会〉

社会体育館施設管理運営事務

令和5年度に導入した体育施設予約システムが、いまだに稼働していない。早急な稼働を求める。

外国語教育推進事業

令和6年度よりCIRを配置されることは、生きた英語、国際感覚を身につけるのに大変有効であると考えられる。既にアメリカ・ワシントン州シアトル出身のALTが在籍しており、幅広い国際感覚を身につけるにはアメリカ以外のCIRも検討されたい。

.....
以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第25、議案第37号、令和6年度日南町一般会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第37号、令和6年度日南町一般会計予算に反対の立場で討論します。

本日上程された補正予算で地方交付税等の額が確定した結果、令和5年度の財政調整基金から一般会計への繰入金はゼロになりました。そして、さらに公共施設等建設基金と財政調整基金合わせて1億9,000万円余りが積み立てられます。この結果、令和5年度末の特定目的基金の合計残高は約28億円となり、平成26年度の12億7,900万円から9年間で約2.2倍となっています。また、財政調整基金は、令和2年度以前は20億円前後で推移していたものが、令和5年度末は約26億円と、この3年間で約6億円積み増しされています。令和6年度はこの基金などを利用してさらに積極的な財政支出を行い、高齢者も若者も子育て世代も共に手をつなぎ、暮らしに希望を持てる予算をつくるべきでした。

しかし、提案された令和6年度当初予算案では、財政調整基金から一般会計予算への繰入れは令和5年度の当初予算額3億5,200万円から4,100万円しか増えていない3億9,300万円にとどまっています。会計年度任用職員や介護、保育などに携わるケア労働者の抜本的な処遇改善、給食費無償化や国保税の18歳以下の均等割免除などの重要な子育て施策の実現、今シーズン、特に被害が大きかったイノシシによる農業施設の被害への支援など、住民の暮らしを守るために必要な様々な予算が盛り込まれていません。

一方で、ごみ発電施設などの巨額な建設費や維持管理費が必要で、ごみの減量化や温室効果ガス削減に逆行するごみ処理広域化計画の負担金の支出を続け、また、義務教育課程でありながら保護者に12万円もの自己負担を求めるシアトルへの派遣事業も、一

部の児童生徒のみを派遣する従来の形のまま継続されています。

中村町長には住民の暮らしを守る施策の充実と無駄な支出の見直し、憲法にのっとった町政運営を強く求めるとともに、令和6年度日南町一般会計当初予算案に反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 私は、一般会計予算に賛成の立場で討論します。

先ほど反対者から数多くの反対意見が出ましたが、処遇改善、職員の処遇改善につきましては前回から言われてます。徐々に勤勉手当であるとか期末手当という改善をされてます。それ以外に、ごみの減量化、ごみ処理につきましても、ずっと議会の中でも答弁しております。やはり今現在は、西部のごみ処理については着々と進めると、進めていくということで、あまりにも海外のことまで多岐にわたって今反対討論がありましたんで、私は今回、新年度につきましては、外国人材を雇用し、町内事業者の人材不足解消に外国人材育成プロジェクトが開始されます。また、町内の買物環境を維持することを目的とした移動販売事業者に対する補助金交付や、空き家対策を強化するために解体撤去補助金を拡大する等、子育て世帯への出産祝い金の拡充や、こども未来応援金の新設等、新たな事業や事業拡充に向けた予算となっております。したがって、一般会計予算を認定すべきと考えます。以上であります。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、一般会計予算に反対する立場で発言します。

まず、消防水利の実効的な確保についてですけれども、実際に消火をしていくときに、やはり不安があるという声があるわけですので、その実態をしっかりと調べて、早急な対策が必要だというふうに思います。

また、イノシシの被害についてですけれども、今年度、町内を見て歩くと本当にひどい実態があるわけで、その実態の把握と、それから、その被害の復旧に対する補助を検討すべきだと思います。

また、福祉保健課で聴覚検診を年齢を区切ってでもすべきだと思いますが、その予算も組まれていません。ということで、私はこの一般会計に反対します。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 私は、本予算を認定すべき立場で討論いたしたいと思います。

先ほど反対議員のほうからおっしゃられましたが、基金の減少予測など、さきに示された中期財政見通しに沿って、事業のスクラップをはじめ、予算の縮減に努められた上

で、危険家屋解体助成の引上げ、移動販売運営支援の開始、外国人育成雇用の取組、出産・子育て給付事業の新設及び拡充、園児のおむつ無償化、新規就農者向けリースハウス事業、鳥獣害捕獲奨励金の拡充、国際交流員の誘致による町独自の英語教育の充実、また、各方面の人材育成、先ほどおっしゃられましたが、消防体制の強化などを図られて、防災・減災対策等々、当面課題とされる点をきめ細やかな予算でカバーされております。若干の意見書を付した形で、私は本予算に賛成いたしたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第38号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第38号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論します。

現在、国の施策で国税の子供の均等割を未就学児のみ半額免除しています。しかし、所得のない子供から、しかも生まれたばかりの赤ん坊も漏らさず保険税を徴収するのは、税の在り方として根本的に間違っているのではないのでしょうか。場合によっては子供をつくることへのペナルティーとも受け取られかねませんし、協会けんぽなどには均等割の負担はありません。町独自に一般会計から国保特別会計への繰入れを行い、18歳以下の子供全員に対して均等割の徴収をやめるべきです。必要な予算は100万円程度です。全国知事会も国民健康保険の子供に係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を毎年のように国へ要請しており、多くの人が望んでいる施策です。国へ要請することも大切ですが、住民の一番身近で暮らしを守る責任を果たしている地方自治体として、町が国に先行して実施すべきではないのでしょうか。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 私は、委員長報告の賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどいろいろ言われましたけども、まず、国民健康保険というのと、通常、健康保険組合とかいろいろ、協会けんぽもございます。ここでは、まず国保は扶養という、扶養家族という概念はございません。協会けんぽとかいうのはありますけども、そういった形ありますけども、私は、この運営につきましては日南町も国保運営協議会等々でされてます。負担は国、県から50%、あと50%を国保の会員全員で納めることは決まっております。通常でしたら、協会けんぽという場合は会社が、約10%ですから、5%は従業員、半分は会社が納めておるとい、こういう仕組みでございます。したがって、現在、日南町における国保につきましては、こういう形が現在の今の流れですので、私はこれについては賛成といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第39号、令和6年度日南町介護保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、介護保険会計に反対の立場で発言をします。

介護保険は、日南町が保険者としてしっかりとサービスを提供するということが前提です。認知症対応型のデイサービスがなくなったことで、一般のデイサービスのほうに通うようになり、利用者の表情が非常に悪くなってしまったという意見も聞いていますし、ヘルパーのサービスが十分に提供できていないということはよく言われていることです。そのようにサービスが十分に提供されていない中で、介護保険料の据置きではありますけれども、負担が増える階層もあるわけで、その辺をしっかりと考えてさらなる介護保険料を引き下げることと、サービスを十分に確保する手だてを考えるべきだと思います。町がそれなりにというか、精いっぱい努力をしているんだろうとは思いますが、住民の立場からするとまだまだ足りないと思いますので、私はこれに反対です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

令和6年度の予算は、日南町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づいて、

地域に応じた介護予防や介護サービス等が計画されており、高齢者が安心して生活できる予算となっております。第1号被保険者の保険料については、介護保険の基金から4,100万円を繰り入れ、基準額を月額5,700円に据置きとし、低所得者のさらなる保険料の軽減を図っています。よって、委員長報告に賛成といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第40号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、反対の立場で討論をします。

日南福祉会は指定管理という形で運営を行っているわけですが、町内でたくさんの指定管理の制度がありますが、利用料を求めていくというところはありません。福祉会に利用料を求めることで黒字経営を目指していく中で、臨時職員の賞与の率を引き下げたりということも起こっています。しっかり介護職員の確保を充実していく上で、私はこの福祉会に対する利用料の支払いを求めるべきではないと思いますので、反対です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） 私は、この介護サービス特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

起債償還分を求めることは契約事項であります。そして、新たに介護、介護分野、外国人育成雇用プロジェクトがスタートします。よって賛成の立場で討論いたしました。

以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第41号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第41号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

来年度より後期高齢者医療保険料の均等割額が4万7,436円から5万2,138円へと約1割上がり、所得割率も9.10%から10.64%へと上がるなど、保険料が値上がりします。年金の上昇が物価高騰に追いつかず、実質の年金額が目減りする中、後期高齢者医療の保険料まで上げられては、高齢者の方はたまりません。もともと後期高齢者医療保険制度は、後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度です。実際、財政の逼迫により、一昨年10月からは、一定以上の所得がある方の窓口負担割合が1割から2割に引き上げられています。世界的にも例を見ないこのような特異な保険制度はやめるべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

令和6年度の予算は、日南町においては後期高齢者医療の被保険者の対象者が減少傾向にありますが、入院の長期化や高度な医療により、医療費全体は増加しております。広域連合納付金の保険料や保険基盤安定負担金については、先ほど反対者の意見がありましたが、増加の傾向にありますが、この制度を安定して継続していくためには必要であると考えております。保険制度については国の制度でありますから、ここで議論するつもりはありませんが、恒久的な保険制度にするためのものであるということだと思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり

可決されました。

日程第30、議案第42号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第43号、令和6年度日南町簡易水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第44号、令和6年度日南町下水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第44号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第45号、令和6年度日南町病院事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 4 議案第 5 1 号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの人事案件フォルダーをお開きください。

日程第 3 4、議案第 5 1 号、教育長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

青戸教育長の退席を求めます。

〔教育長 青戸晶彦君退場〕

○議長（山本 芳昭君） 本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 5 1 号、日南町教育長の任免につき同意を求めることについて。令和 6 年 3 月 3 1 日に任期が満了となります青戸晶彦を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

内容ですけれども、日南町教育長、青戸晶彦の任期が令和 6 年 3 月 3 1 日に満了となりますが、引き続き任命したいので、日南町教育長の推薦について議会の同意を求めるものでございます。

住所ですが、日南町印賀 1 2 1 1 番地。氏名、青戸晶彦。生年月日、昭和 2 9 年 1 月 1 日生まれ。7 0 歳です。

任期ですけど、令和 6 年 4 月の 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まででございます。

学歴です。学歴及び経歴ですが、主なものを紹介をさせていただきたいと思います。最初に学歴ですけれども、昭和 5 1 年 3 月に駒沢大学のほうの卒業であります。経歴としまして、昭和 5 2 年 4 月に日南の、町立ですけれども、日南中学校のほうの講師としてスタートされて以来、江府中学校、あるいは、最初は中学校でしたけれども、昭和 5 5 年から石見東小学校のほうでずっと先生として御勤務をいただいて、町内の各地の小学校のほうに勤務をされております。校長になられたのが、町立の阿毘縁小学校というところで平成 1 5 年の 4 月から校長になられ、そして、平成 2 1 年の 4 月から町立の日南小学校ということで合併をした後の校長を歴任されております。平成 2 6 年 3 月に校長のほうを退職をされ、以来、教育委員会のほうの教育推進員、あるいは町史編さんの事務局、あるいは社会教育推進員としての勤務をしていただき、令和 3 年 4 月から日南町の教育長ということで現在に至る経歴であります。御同意いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第35、議案第51号、教育長の選任につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は無記名投票で行います。

○事務局長（浅田 雅史君） 議場の出入口を封鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（山本 芳昭君） ただいまの出席は9名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大西保議員、櫃田洋一議員、近藤仁志議員の3名を指名します。

これより投票用紙を配ります。

職員は投票用紙を配付してください。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（山本 芳昭君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山本 芳昭君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

2番	高橋	洋志議員	3番	荒木	博議員	4番	荒金	敏江議員
5番	岡本	健三議員	6番	岩崎	昭男議員	7番	大西	保議員
8番	櫃田	洋一議員	9番	近藤	仁志議員			

.....

○議長（山本 芳昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。大西保議員、櫃田洋一議員、近藤仁志議員は、開票の立会

いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（山本 芳昭君） 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 6 票、無効投票 2 票。

有効投票のうち、賛成 6 票、反対ゼロ票でございます。

議場の閉鎖を解除します。

〔議場開鎖〕

○議長（山本 芳昭君） 教育長の復席を求めます。

〔教育長 青戸晶彦君入場〕

○議長（山本 芳昭君） よって、議案第 5 1 号、教育長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、青戸教育長から一言御挨拶をいただきます。

青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 御同意いただきまして本当にありがとうございます。これからの 3 年というのは、6 年度が日南町の教育振興計画の最後の年であります。それを踏まえて、6 年度はまとめと、それから令和 7 年度からの新しい基本計画に基づく計画を立てていくというふうなことになると思います。そして、いつもここの議場でも言っていますけれども、非認知能力の育成、それから、本年度予算で通していただきましたが、国際化教育、そういったものの充実、そして、日南学の推進、この 3 本柱を基本にして頑張っていきたいというふうに思っています。持続可能な日南町の人々、ゼロ歳から高齢者までが喜んで幸せな暮らしができる、そういった教育を邁進していきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

日程第 3 5 令和 6 年陳情第 1 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダー、陳情審査報告書ファイルをお開きください。

日程第 3 5、令和 6 年陳情第 1 号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書を議題とします。

この陳情は、さきに経済福祉常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、櫃田洋一議員。

○経済福祉常任委員会委員長（櫃田 洋一君）

.....
陳情審査報告書

令和 6 年 3 月 2 6 日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

先に、本委員会に付託された令和6年陳情第1号「食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和6年3月15日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

食料自給率は消費者の動向に起因する点も大きい。さらに、食糧問題は日本一国の問題ではなく、国際的な枠組みの中で協議していかなければならない。

様々な課題がある中で、基本計画の達成度の見直しを検討するために、食糧自給率を指標とするだけでは捉えきれないと考える。

.....
○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第35、令和6年陳情第1号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第1号に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、この陳情を採択すべきという立場で討論します。

日本の食生活が洋風化され、パン食、肉食が推奨されてきました。アメリカの意向に沿って進められた日本の政策誘導によるものでしたが、今、日本伝統の和食が健康食として見直されています。私は子供に安全な食品を食べさせるよう努めてきました。海外から輸入される果物は、長い船便での傷みを防ぐため、収穫後にも農薬を使うポストハーベストが行われていることを知り、日本で収穫される果物を選ぶようにしてきました。

今、世界の9人に1人、約8億人が飢餓に苦しんでおり、4人に1人が栄養不足状態です。洪水や干ばつなどの自然災害や世界に広がる紛争のためです。世界で食料が足りない状況です。豊かな自然に恵まれている日本が食料を輸入に頼らず、自給率を高めることが世界に貢献することになるのではないのでしょうか。

昭和のオイルショックでのトイレットペーパー騒動、令和の材木危機と不織布マスク不足、今も続いている飼料や肥料の高騰、海外からの輸入に依存し過ぎる危険性を何度も経験してきました。海外からの輸入に頼り、国内での生産を十分確保しない危うさを政府も自覚しているようで、改定案の24条に不足時における措置を新設し、特に深刻

な段階では、花農家にまでも芋を作れと命令し、配給制度も実施するとしています。全て国内で生産すべきとは言いませんが、最低限国民の命を守ることができる食料は自給すべきだと考えます。

ミニマムアクセスは輸入枠をつくっておくことが求められているだけですが、日本は義務だと言ってアメリカから大量の米を毎年輸入しています。輸入した米を餌米として安く販売しているので、毎年巨額の赤字を出しています。2022年度はアメリカの干ばつにより輸入価格が高騰し、674億円もの赤字を税金で賄っています。食料自給率向上を政府の法的義務にすることは、農業政策の転換を進め、日南町の農業、畜産業を守ることに繋がります。農業大国と言われる欧米諸国は、農産物の価格補償や手厚い所得補償で食料自給率を向上させています。農業所得に占める政府補助金の割合は、スイスでは92.5%、ドイツ77%、フランス64%ですが、日本は30.2%しかありません。日本では販売収入が生産コストを大幅に下回る状態ですが、価格補償、所得補償がないので、農業では食えない状態が続いています。5年に一度水張りをしなければ水田活用直接支払交付金の対象にしない、畑地化しても手厚い補助は1年だけということでは、耕作放棄地が増えるばかりです。こんな農家いじめの農政をやめさせ、手厚い補償で自給率を高める農政に転換させるために、日南町の農業と生活を守る役割を持つ議会として、この陳情を採択すべきと考えます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 私は、この食糧自給率向上を法的義務にする陳情に対して、委員長報告に対して賛成の立場で討論いたします。

食料自給率の低下は、消費動向の多様化によってお米を主食とする家庭が減少すること、また、お米の消費が減ったことに起因するものと私も認識しております。先ほど賛成議員の方がおっしゃっていましたが、自給率向上は確かに私たちとしても望ましいものではあります。ただ、それを法的義務にすることは消費選択の自由を制限することにつながり、つまり、国家統制を求めることにつながりはしないかと大変違和感を感じます。あわせて、自給率低下が飢えを招く認識が国民の中になのが現状であります。よって、本陳情に反対し、委員長報告に賛成いたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 令和6年陳情第1号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書を採択すべきとの立場で討論します。

陳情趣旨の中で、日本の食料自給率はカロリーベースで38%、先進国の中で最低との指摘がありました。この数字だけでも十分大きな問題ですが、肥料や飼料、種子の自給率を考えると、実際の自給率は10%あるかないかであり、海外からの物流が止まれば最も餓死者が集中する国が日本だとの試算もあります。このように、自給率の低さが

国の安全をも脅かす状況にありながら、政府が国会に提出した食料・農業・農村基本法の改定案では、食料自給率の目標が向上を図るものでも指針でもなくなっていました。食料自給率の言葉は残るものの、自給率は幾つもの食料安保目標の中の一つに格下げされています。

このような扱いがされる背景の一つには、国の予算編成に決定的な影響を持つ財政審議会の建議が、食料安全保障の議論が輸入に依存している品目等の国産化による自給率の向上に主眼が置かれることには疑問を抱かざるを得ないとしていたことがあります。いまだに国際分業や国際貿易のメリットを強調し、非効率的な農業施策を見直すとしているこの財政審議会の姿勢こそ大きな問題ではないでしょうか。

そもそも、先ほど同僚議員の発言にもありましたが、現在でも日本の農業所得に占める直接支払いの割合は30%ほどであり、ドイツの77%、フランスの64%の半分以下です。農業は産業としての競争力が強くないため、国際競争に任せてしまっただけで国内の農業が衰退するのは目に見えています。ですので、他の国は直接支払いにより農家を支援し、自給率を上げています。日本全体で農業従事者の高齢化が進み、日南町のように農業を基幹産業とする地域では、その影響が顕著です。このような状況をつくったのは、国が農業を十分に支援せず、農業がもうからない職業として衰退してしまったからです。現在も日南町で頑張っておられる方たちのこと、そして、将来の日南町のことを考えたとき、国の政策の転換が絶対に必要です。国に政策を変えさせるためにも、改定される基本法では食糧自給率の向上を政府の法的義務とすべきとのこの陳情の願意は妥当なものです。以上の理由により、私はこの陳情を採択すべきと考えます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

委員会のときにも申し上げましたが、同じことを言うようで申し訳ありません。食料の安全保障について、食料・農業・農村基本法の改正法が2月27日に閣議決定され、第17条の2項と3項に食料の自給率の向上、その他の食料安全保障の確保について定めてあります。食料の自給率を上げるためには、国内の問題だけではなく、世界の中の日本として捉えるべきであり、戦争や大規模な気候変動、アジア、アフリカの人口の増加による食料需要の増加など、いろいろな問題があります。また、先ほど出ましたミニマムアクセス米のことですが、WTOのガット・ウルグアイ・ラウンドで決定をしたことでもありますし、TPP等についても国際的な協定の枠組みの中で協議をしていかなければなりません。数値目標を定めることは大切ですが、国内においても耕作放棄地や農業従事者の高齢化、後継者不足などの問題もあり、すぐには解決できないと考えます。よって、自給率の向上を政府の法的義務とすることに反対をいたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和6年陳情第1号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第36 発議第2号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダー、発議第2号ファイルをお開きください。

日程第36、発議第2号、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君）

.....
発議第2号

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年3月26日

提出者 日南町議会議員 岡本 健三

賛成者 同 荒金 敏江

.....
企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

自民党派閥の政治資金パーティー券をめぐる裏金問題に国民の怒りがわきおこっている。物価高騰が続く中、国民が100円単位の節約を考えている中、国民が1円単位まで帳簿をつけて申告し税金を支払わなければならない一方で、自民党の国会議員は巨額の裏金をつくり、その用途も明らかにせず所得税すら支払っていない。この問題が深刻なのは、裏金を政治資金収支報告書に記載しないよう派閥側から指導があったことが明らかになっている点である。つまり、裏金作りは自民党派閥による組織的犯罪であり、後から政治資金収支報告書を訂正し裏金相当分をどこかへ寄附したとしても、その犯罪行為は消えない。

そもそも国民主権の原則に照らせば、営利企業に政治献金を許していること自体が政

治をゆがめかねない重大な問題である。自民党政権が国民の暮らしと苦しみを忘れ大企業優先の政治を押し通すのも、企業・団体からの献金が自民党を支えている点に原因のひとつがある。金権腐敗と大企業優先の政治の根を断つために下記を強く求める。

記

1. 企業・団体による政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金を全面禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年3月26日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長 額 賀 福志郎 様
参議院議長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
総務大臣 松 本 剛 明 様

以上です。

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員(7番 大西 保君) 意見書提出に反対の立場で討論いたします。

○議長(山本 芳昭君) 質疑です。

○議員(7番 大西 保君) すみません。

○議長(山本 芳昭君) いいですか。

[質疑なし]

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第36、発議第2号、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

7番、大西保議員。

○議員(7番 大西 保君) 意見書提出に反対する立場で討論いたします。

このたびの政治資金パーティーの裏金づくりについて、岸田総理は派閥の解消や対象議員の処分を検討されており、対象議員においては次回選挙で厳しい審判を受けることとなります。企業・団体献金については政治資金規正法にのっとってすべきであるが、今回の問題で、国会において法律の改正の準備に入っており、あえて日南町議会として意見書の提出する必要はないと考え、以上で反対いたします。

○議長(山本 芳昭君) 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 毎日、新聞やテレビで自民党の裏金問題が報道されています。衆参両院で開かれた政治倫理審査会でも知らぬ存ぜぬで、裏金が誰の責任でどのようにしてつくられてきたのか判明しておらず、国民の政治不信が募るばかりです。しかし、政治資金パーティー券をめぐる裏金がつくられてきたことは明白な事実です。国民民主権の下で民主政治の健全な発展に寄与するという政治資金規正法の目的に照らし、自民党自らが企業・団体献金の全面禁止を定め、支持する個人の党費や献金での政党活動にかじを切ることが政治の信頼回復を取り戻す唯一の道です。企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の採択を強く求めます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本件は、否決されました。

日程第37 発議第3号

○議長（山本 芳昭君） タブレット発議第3号ファイルをお開きください。

日程第37、発議第3号、オスプレイ飛行再開の中止を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君）

.....

発議第3号

オスプレイ飛行再開の中止を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年3月26日

提出者 日南町議会議員 荒 金 敏 江

賛成者 同 岡 本 健 三

.....

オスプレイ飛行再開の中止を求める意見書（案）

米軍は、昨年11月に鹿児島県屋久島沖で米空軍の垂直離着陸機オスプレイCV22

が墜落し乗組員 8 人全員が死亡した事故を受けて中止していたオスプレイの飛行を 3 月 14 日に再開した。しかし、具体的な事故原因の発表もないまま機材の改修すら行わずにこのまま飛行を続けられれば、日本の国土がオスプレイ墜落の危険に再びさらされる。オスプレイはたびたび日南町上空にも飛来し、低空飛行による騒音と墜落への恐怖で住民を苦しめている。開発中から深刻な事故を繰り返し「空飛ぶ棺桶」とも呼ばれる危険なオスプレイの飛行を続けられれば、住民を巻き込んだ深刻な事故につながりかねない。

このような悲惨な事態を避けるため、下記を強く求める。

記

1. オスプレイの飛行を無期限に中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 26 日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長 額 賀 福志郎 様
参議院議長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
外務大臣 上 川 陽 子 様
防衛大臣 木 原 稔 様

以上です。

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本 芳昭君) 質疑を終結します。(発言する者あり) 質疑です。(「質疑」と呼ぶ者あり) いいですか。質疑ですか。(発言する者あり)

3 番、荒木博議員。

○議員(3 番 荒木 博君) この意見書ですか、日南町にも関係のある意見書であります。日南町に度々来るといふ表現がされてますのでちょっと伺いますが、この日南町の上空を飛んでるのは米軍のオスプレイなのか、日本国籍のオスプレイなのか。それと、何回ぐらいかというのをちょっと伺います。

○議長(山本 芳昭君) 4 番、荒金敏江議員。

○議員(4 番 荒金 敏江君) 回数までは把握しておりませんが、低空飛行ができるのは米軍のオスプレイだけなので、米軍のオスプレイが飛行しているということになります。

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 37、発議第 3 号、オスプレイ飛行再開の中止を求める意見書提出についての

討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） オスプレイは特殊なやはり能力を持った機体であります。それで、陸上自衛隊は、3月21日に、千葉県木更津市の木更津駐屯地で暫定配備中のオスプレイの運用を再開しました。これはアメリカ側からの情報提供によって原因に関する情報提供を踏まえて、安全な措置ができた機体から運用を再開するという事で再開いたしました。よって、意見書の提出には反対いたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 令和6年発議第3号、オスプレイの飛行再開の中止を求める意見書に、賛成の立場で討論します。

昨年11月に屋久島沖で起こったオスプレイの墜落事故について、その原因は特定の部品の不具合だったとされています。しかし、具体的な内容は公表されていません。つまり、少なくとも私たちにとっては原因が不明のまま、3月14日には米海兵隊がオスプレイの飛行を再開してしまいました。

日本政府は、飛行再開を許すかどうか以前に、事故の原因となった部品を公表するよう米国に求めるべきです。そして、もし公表できないのであれば、飛行再開を認めるべきではありません。ところが、日本政府は、米軍の飛行再開に異議を唱えないばかりか、21日には陸上自衛隊も千葉県木更津駐屯地のオスプレイの飛行を再開しました。自衛隊は分かっているのではないかというようなこともおっしゃっておられましたが、それはあくまで推定にすぎません。公表してはっきりどんなことがあったのか、どう対応したのかというようなことも、何が問題なのかということも公表してはっきりさせていただかないと、これまで何度も繰り返し事故をしている機体なのですから、そんないいかげんなことでは困ります。これが主権国家の政府が取るべき態度とは思えません。

これまで、日南町上空にも横田基地や岩国基地などからオスプレイが飛来し、住民の生活を脅かしています。独特のローター音を立てて民家の上空を低空飛行するオスプレイは、住民の方にとって脅威です。いつまた墜落するか分からないオスプレイです。今度はパイロットだけでなく、住民の方が犠牲になる可能性もあります。日南町の住民の方の安全と安心を確保するためにも、主権国家としての日本の権利を主張する意味でも、その安全性が誰の目にも明らかとなるまで、オスプレイの飛行は期限を切らずに禁止すべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本件は、否決されました。

日程第38 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） 日程第38、議員派遣の件を議題とします。

タブレット追加報告書フォルダーをお開きください。

今後予定されています議員派遣の件については、議員派遣ファイルのとおりです。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣ファイルのとおり決定いたしました。

日程第39 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） タブレット閉会中の継続調査ファイルをお開きください。

日程第39、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域及び住宅政策調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 3月の定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

まずは、提案をさせていただきました全ての議案に対しまして御承認をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

また、新年度予算に対して審査意見をいただきました。スピード感を持って対応していきますので、よろしく願いしたいというふうに思っております。

国内では春闘の第1回の集計結果、定期昇給とベースアップを含めた賃上げ率が平均5.28%となり、33年ぶりの5%を超え、黒田前総裁時代のデフレ脱却、円高是正を狙ってマイナス金利政策が導入され、以来17年、賃金と物価の好循環の強まりが確認されたとし、マイナス金利政策を含む大規模緩和の解除となりました。金利の復活は日本経済に待望の構造改革をもたらす可能性があり、企業が成長し、労働力に再配分する契機となり、中小企業、零細企業にもこの流れが早く届くことを期待したいというふうに思います。

新年度予算のスローガンとしまして、「町民の暮らしを守り、人口減に立ち向かう「未来投資型」予算」としました。諸課題の解決を踏まえながら機構改革等を行い、町民の幸せのために職員一丸となって業務遂行に邁進してまいります。引き続き御理解と御指導をお願いするものでございます。

最後に、三寒四温が続いて、もうすぐ農作業が忙しくなる春が訪れます。気象庁の長期予報では、今年の夏も暑いということ、町民の皆様には健康には御留意し、御活躍を祈念申し上げます。長期間にわたる3月定例議会、誠にありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和6年第2回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午後0時02分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月5日から本日まで22日間の長期にわたり審議を行い、ここに全議案を議了いたしました。会期中には令和5年度補正予算、条例の一部改正、また一般会計68億4,800万円、特別会計を合わせると総額106億1,000万円の令和6年度予算を御審議いただき、ただいま閉会できましたことは、議長として感謝に堪えません。執行部各位におかれましては、議案説明、議案審議に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございました。衷心より厚くお礼申し上げます。

令和6年度予算については、審議過程での要望や意見、そして予算審査特別委員会での審査意見などを十分に精査、検討され、事業実施に当たっては常任委員会等での丁寧な説明を求めたいと思っております。

また、今期定例会において機構改革が提案され、新たにまち未来創造課、環境エネル

ギー課、こども若者未来課が創設されました。国の施策に沿った子育てと環境に重点を置いた改革だと理解をしております。一つ懸念をいたしますのは、縦割り行政という言葉があります。各課ごとに業務の壁ができて、横の連携が取れないという意味だと思っております。課が増えることによってその壁が増えてしまわないように、何よりも町民にとって有意義な改革となるよう努めていただきたいと思います。

さて、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に位置づけられて以来、徐々に以前の生活へと戻りつつあります。コロナ禍では異常とも言える自粛圧力がありました。現在ではマスク等新型コロナウイルス感染症という言葉もなくなりました。令和6年度は以前のようにたくさんのイベントが開催されると思いますので、多くの方にここ日南町にお越しいただきたいと思っています。山里Loadにちなんの活躍を大いに期待いたします。

結びに、議員各位、そして執行部各位におかれましては、体調に十分注意され、議員活動、そして職務に精励されますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。長期間お疲れさまでした。
